

香川県動物愛護管理推進計画

人と動物との調和のとれた 共生社会づくり

《平成 20 年 4 月～平成 30 年 3 月》

香 川 県

目 次

I	概要	
1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	対象地域	1
II	動物の愛護及び管理に関する現状と課題	
1	普及啓発活動	2
2	犬及び猫の収容と所有者明示	3
3	動物による危害や迷惑	4
4	動物を取扱う事業者	5
5	動物由来感染症	6
6	災害時対策	7
III	計画の基本方針	
1	計画の3つの柱	8
2	担うべき役割	9
IV	具体的な取組み	
1	「動物は家族の一員」に向けての取組み	
施策 1	安易な飼養の抑制と終生飼養の徹底	11
施策 2	所有者明示（個体識別）措置の推進	11
2	「動物は地域の一員」に向けての取組み	
施策 3	動物の飼養に係る地域での理解の向上	12
施策 4	動物取扱業における適正な取扱いの推進	12
施策 5	実験動物の適正な取扱いの推進	12
施策 6	産業動物の適正な取扱いの推進	12
3	人と動物の「未来」に向けての取組み	
施策 7	子供たちへの呼びかけ	12
施策 8	次世代に向けての人材育成	13
4	人と動物が安心できる「今」をつくる取組み	
施策 9	動物由来感染症対策の体制整備	13
施策 10	災害発生時の対策の整備	13
施策 11	動物愛護管理の拠点づくり	13
V	計画の実現に向けて	
1	計画の周知及び情報提供	14
2	評価・検証と見直し	14

参考資料

香川県動物愛護管理推進計画

～人と動物との調和のとれた共生社会づくり～

I 概要

1 計画の趣旨

香川県動物愛護管理推進計画は、飼い主、事業者、地域の住民など、動物に関わるすべての人々による、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、県が市町、関係団体等と連携し、県民の方々と一緒に取り組む具体的な計画として策定しています。

2 計画の性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき、香川県が、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針に即して策定する計画であり、県が推進すべき動物愛護のあり方を具体的に示すとともに、県民、市町、動物愛護団体など、動物の愛護及び管理に関わる様々な主体が各々担う役割を明確にして、それらが連携し協働するための共通の行動指針としての性格を持つものです。

本計画を実行するにあたっては、基本指針に基づき、数値化できる指標を掲げています。

3 計画の期間

この計画は、平成20年4月から平成30年3月までの10年間とします。

4 対象地域

香川県の区域とします。



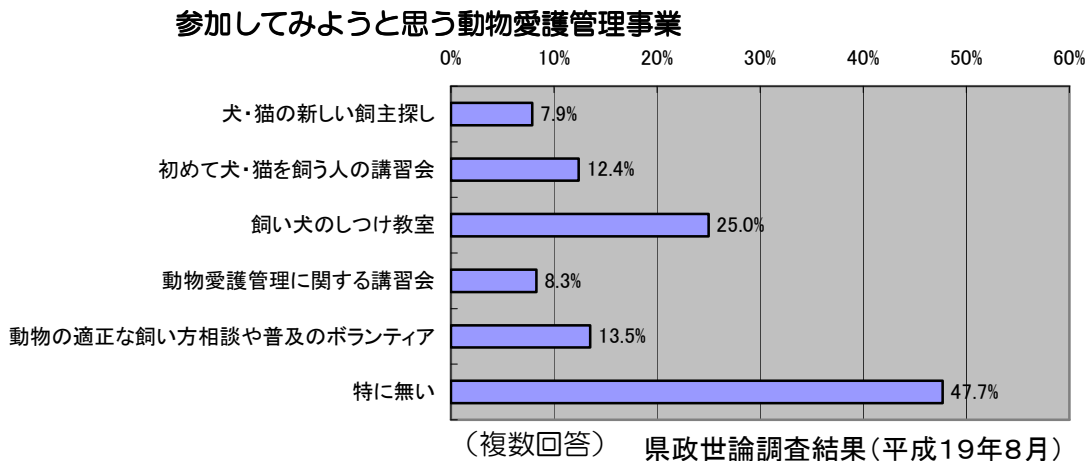
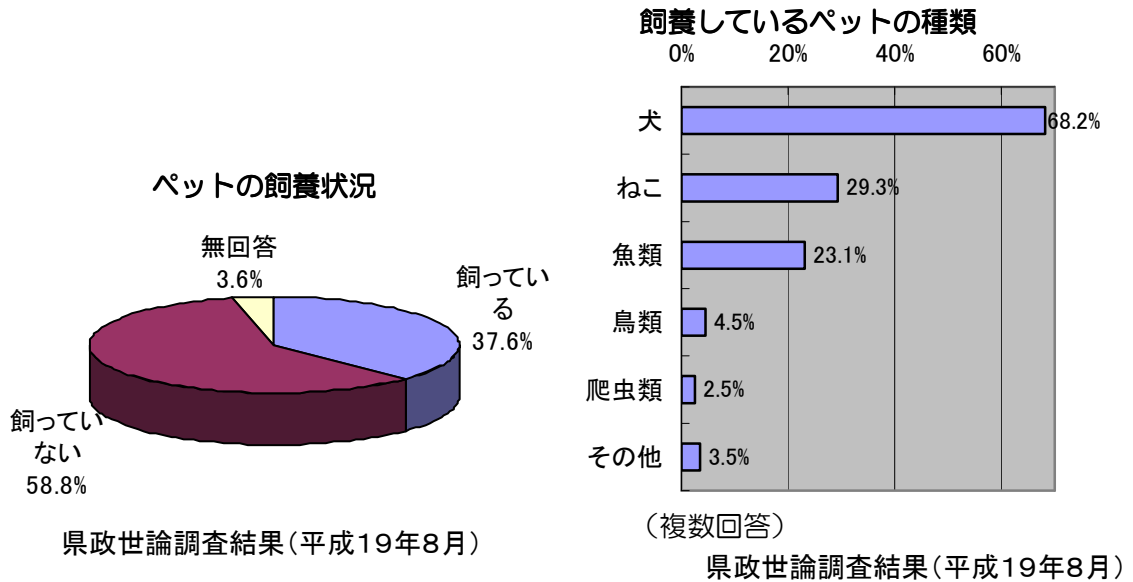
Ⅱ 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

1 普及啓発活動

平成19年8月に実施した香川県県政世論調査の結果では、動物を飼養している家庭は約40%を占め、飼養している動物の種類は、犬と猫が上位を占めていました。

飼い主や社会に対する動物の愛護と管理についての普及啓発は、これまで、動物の正しい飼い方や終生飼養、遺棄・虐待防止などのポスターやパンフレット等を作成するとともに、犬のしつけ教室や出前講座などの参加型の事業を展開して、普及活動を行っています。

一方、これらの事業に対する県民の関心度はあまり高くないという調査結果もあり、普及啓発活動の方法について、行政や関係団体等が協働して見直すことが重要であります。



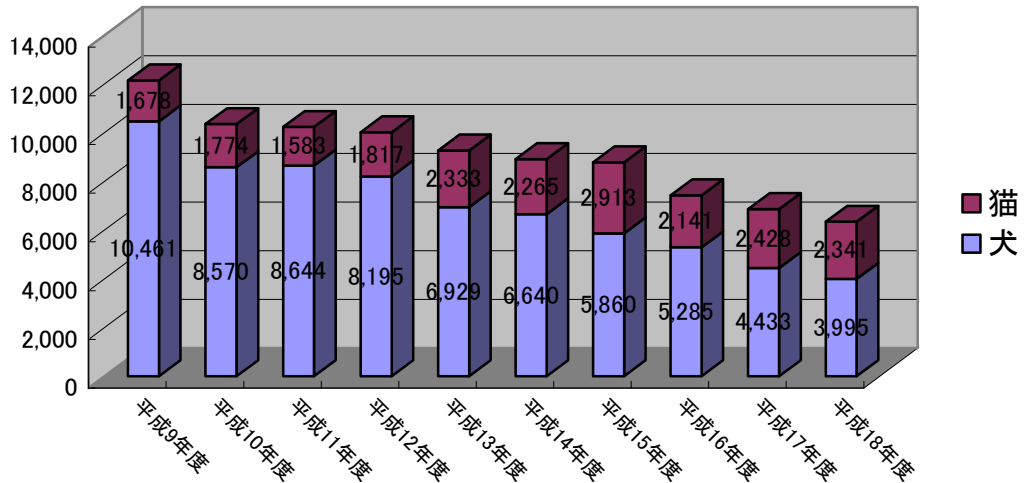
※ 香川県県政世論調査 調査地域：香川県内全域
 対象：満20歳以上の県民3,000人
 有効回収数：1,289(43.0%)

2 犬及び猫の収容と所有者明示

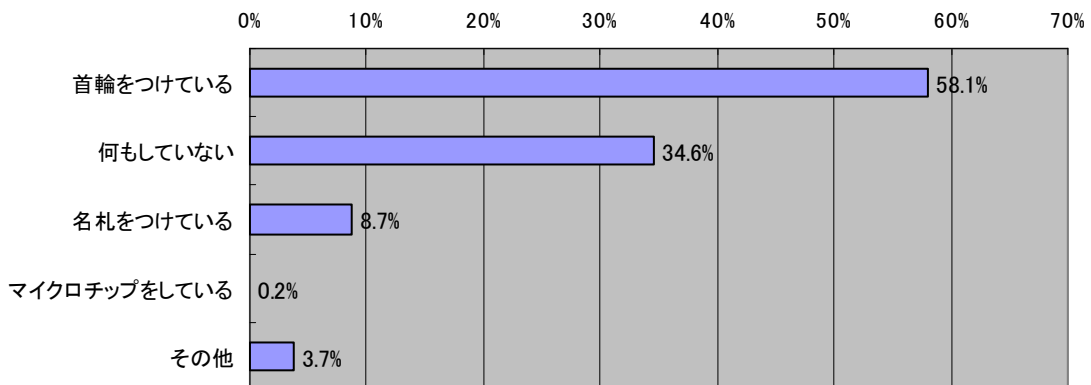
平成18年度に県内で収容された犬や猫は約6,300頭であり、安易な飼養の抑制、終生飼養の徹底や不妊去勢措置の推進により引取数の減少を図る必要があります。

また、飼養動物に対して名札やマイクロチップなどの所有者明示（個体識別）の実施率は、県政世論調査結果では1割程度です。この所有者明示を推進することは、迷子になった動物の発見を容易にするばかりでなく、飼い主の責任意識を向上させ、遺棄や逸走を未然に防止するためにも必要であります。

香川県内の犬及び猫の収容数



ペットが迷子になったときの対策



(複数回答)

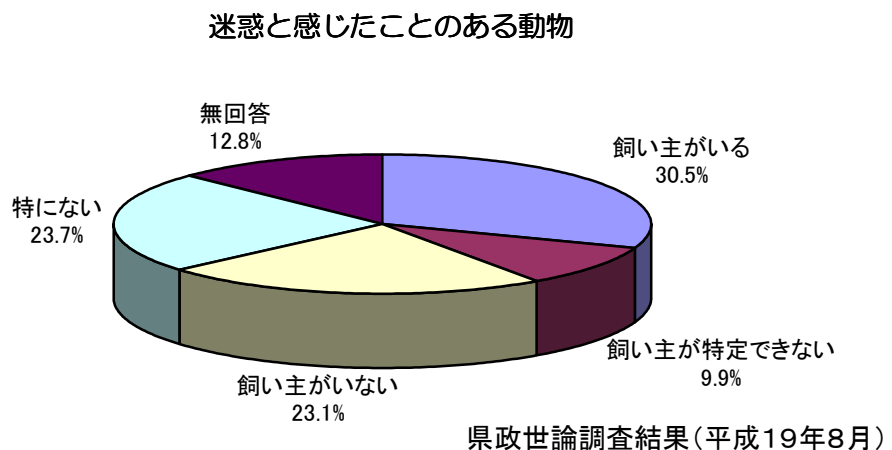
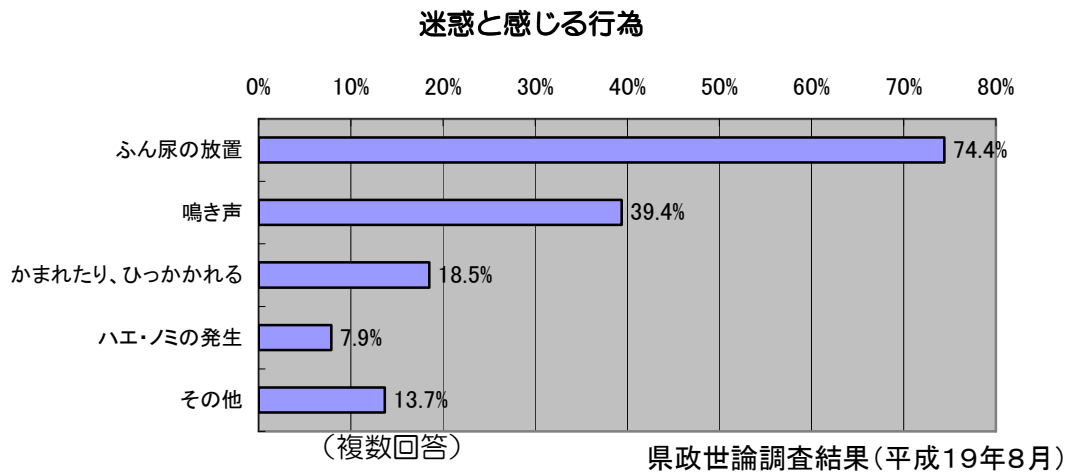
県政世論調査結果(平成19年8月)

3 動物による危害や迷惑

県政世論調査などでは、動物の飼養に係わらず、約60%の方が動物に関わる迷惑を感じたという結果があります。動物による危害や迷惑は、糞尿による汚染、鳴き声、放し飼いや屋外での飼育による近隣への配慮不足などが主な原因となっています。

また、最近では捨てられたペットの野生化や、野生動物への安易な餌付けなどで、人や農作物、森林への被害と在来生物や自然界への生態系にも影響がでています。

人と動物とのより良い関係を築くためには、動物の生態や習性等を理解し、飼養動物を家族の一員と考え、動物が地域の一員として受け入れられるよう、それぞれの地域で考え、それらの地域に応じたルールづくりを進めていく必要があります。

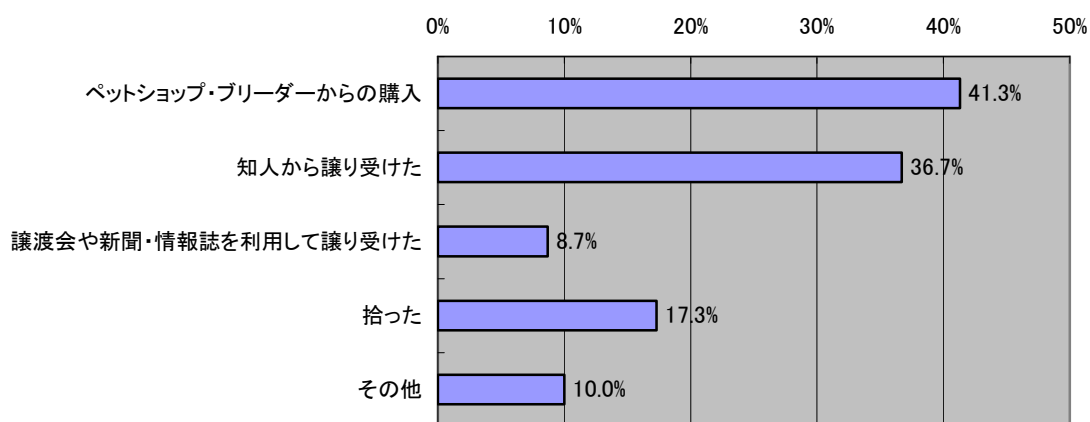


4 動物を取扱う事業者

ペットショップなど動物取扱業者は、動物を飼養するきっかけや、飼養に関しての身近な相談窓口になっています。そのため、動物の購入者に対し、動物の特性や習性等の事前説明が十分に実施されなければなりません。このことから、動物取扱業者には動物の飼い主の模範となるよう業界全体の資質向上を求めるとともに、県民に対しても動物取扱業者に係る義務があることなどの周知が必要です。

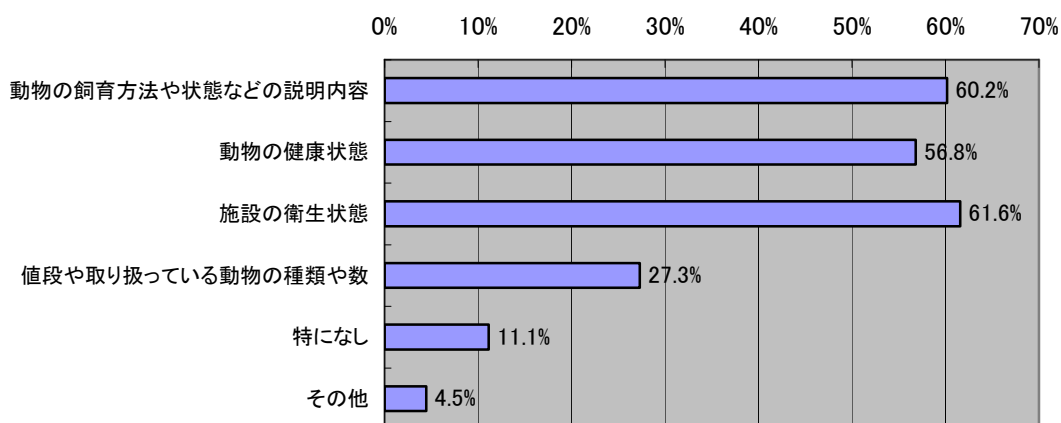
また、実験動物や産業動物を取り扱う事業者へは、動物の愛護及び管理の観点からも適正な飼養管理を普及啓発する必要があります。

ペットの入手方法



(複数回答) 県政モニターアンケート結果(平成19年3月)

ペットショップを選ぶ基準



(複数回答) 県政モニターアンケート結果(平成19年3月)

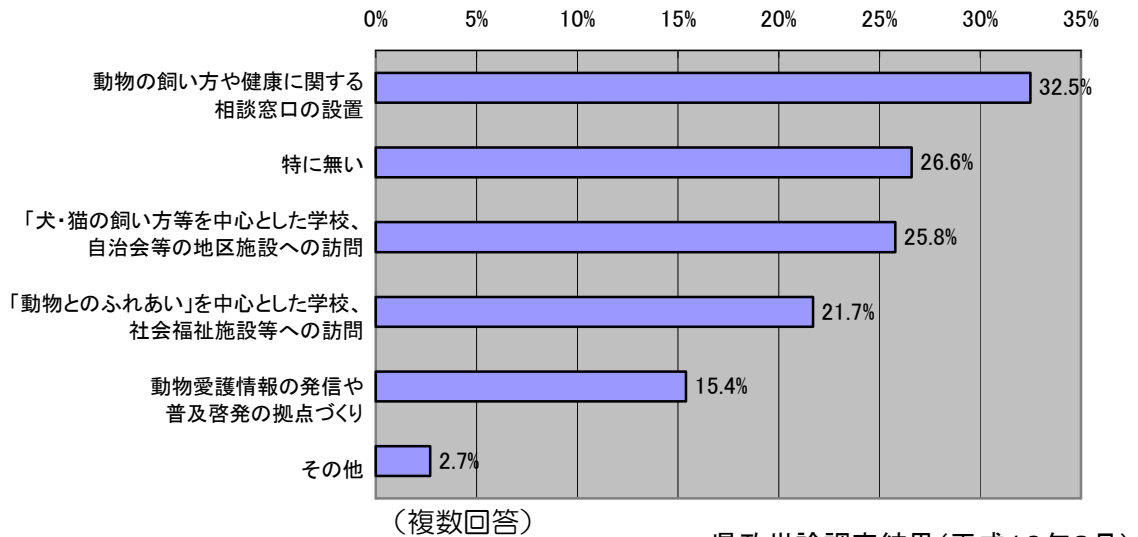
※ 香川県県政モニターアンケート 調査地域：香川県内全域
対象：満15歳以上の県民500人
有効回収数：359 (71.8%)

5 動物由来感染症

人と動物との調和のとれた共生社会づくりには、人と動物の共通な感染症などから互いに健康を守らなければなりません。国内においては、古くは昭和 32 年まで狂犬病の発生が、最近でもオウム病、腸管出血性大腸菌 O157 など動物とのふれあい施設での感染例がありました。それらの予防対策としては、まず、飼い主が人と動物の共通な感染症についての正しい知識を持つことが重要です。

このことから、動物の飼い方や健康に関する相談窓口の設置、動物愛護情報の発信や普及啓発の拠点づくり等を進める必要があります。

今後、動物愛護管理事業として取り組むべきと思うこと

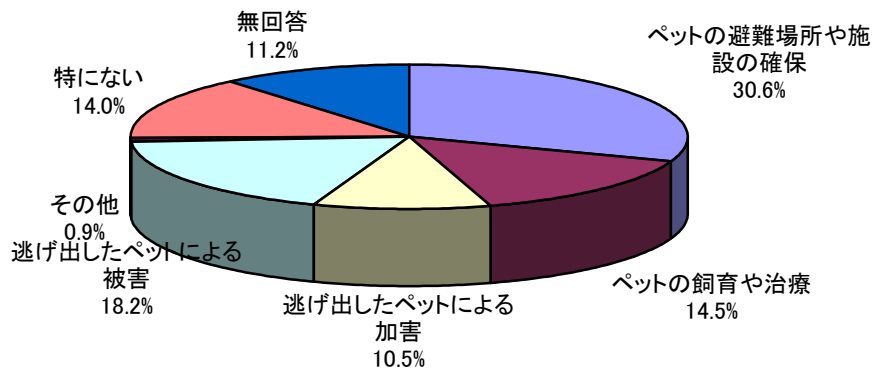


県政世論調査結果(平成19年8月)

6 災害時対策

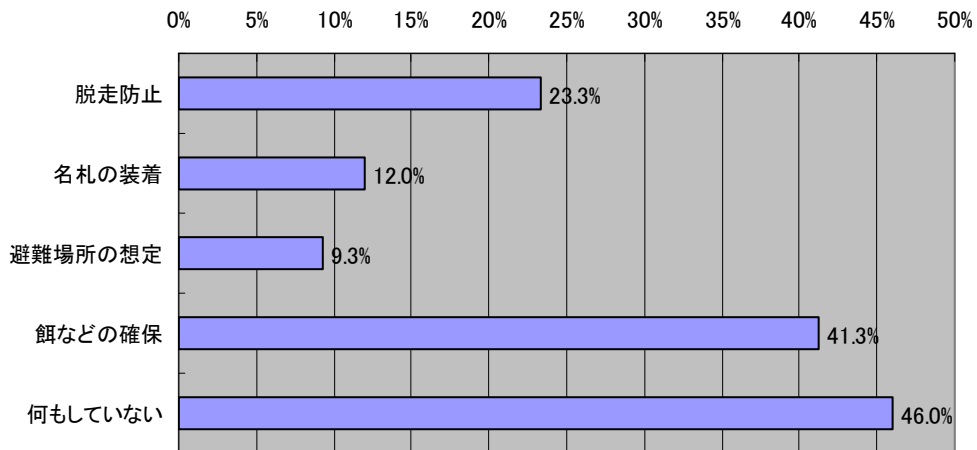
地震等の災害時において、県民が動物のことで不安に思うことは、動物の避難場所や施設の確保、逃げ出した動物による被害などとなっています。これらの不安を解消するため、平常時から地域に合った災害時の対策に繋がるような取組みを行う必要があります。

災害時にペットで一番不安に思うこと



県政世論調査結果(平成19年8月)

ペットの災害対策



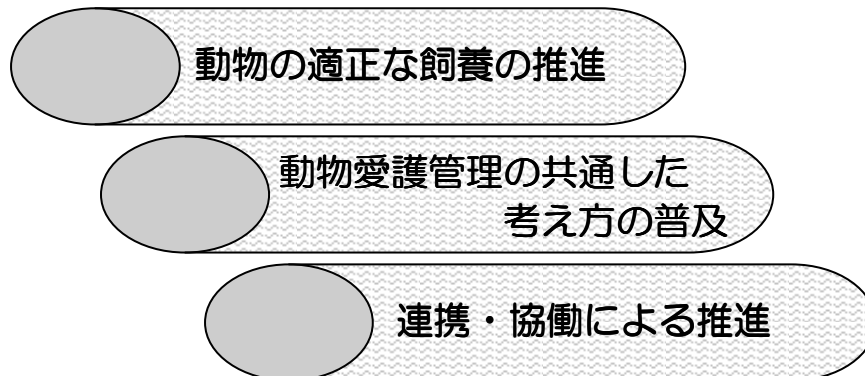
(複数回答)

県政モニターアンケート結果(平成19年3月)

Ⅲ 計画の基本方針

1 計画の3つの柱

この計画の各施策は、



を3つの柱として作成しています。

○ 動物の適正な飼養の推進

動物の適正な飼養は、動物の健康と安全を守り、動物による人への生命等への危害及び迷惑の防止など、動物が「家族の一員」から「地域・社会の一員」として受け入れられるための飼い主責任として最も重要です。こうしたことから、動物の適正な飼養と飼い主責任を促す内容を各施策の中で進めていきます。

○ 動物愛護管理の共通した考え方の普及

人と動物との調和のとれた共生社会づくりを実現するためには、動物の飼い主だけでなく、広く県民の間における共通した考え方が必要です。そのため
の普及啓発活動として、動物の愛護と管理について、自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開していきます。

○ 連携・協働による推進

動物に係る問題は、地域に密着したものから、広域的なものまで様々であり多くの人に関係しています。こうしたことから、それぞれの立場の人々の役割を明確にし、それぞれが役割を理解し、その役割を果たすための連携、協働体制を推進します。

2 担うべき役割

人と動物との調和のとれた共生社会づくりに、それぞれが次の役割を担います。

○ 県・中核市の役割

県は動物の愛護と管理の方向性を示し、情報発信等広域的な役割を担います。県は、市町や関係団体等の地域における取組みを支援します。中核市は、県の役割と市町の地域的な役割の二つを併せ持ちます。

○ 市町の役割

市町は、地域に密着した問題解決のため、それぞれの実情に即した対応が必要です。そのためには、地域住民や、動物愛護推進員などのボランティアとの連携・支援が重要です。また、災害時対策の検討などの重要な役割もあります。

○ 県民の役割

県民は、その地域や家庭において飼養動物等に対しての相互理解を深め、県や市町、関係団体等の活動に対しての協力等を行うことによって、人と動物との調和のとれた共生社会づくりに向けた努力が必要です。

○ 飼い主の役割

動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、最後まで面倒をみるといった、飼っている動物に対する責任を果たすとともに、法律を守り、他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任があります。

○ 動物取扱業者等の役割

動物を取り扱う業者は、業者として法律を遵守することはもちろんですが、自らが動物の飼養者としての責任を果たし、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスをすることによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

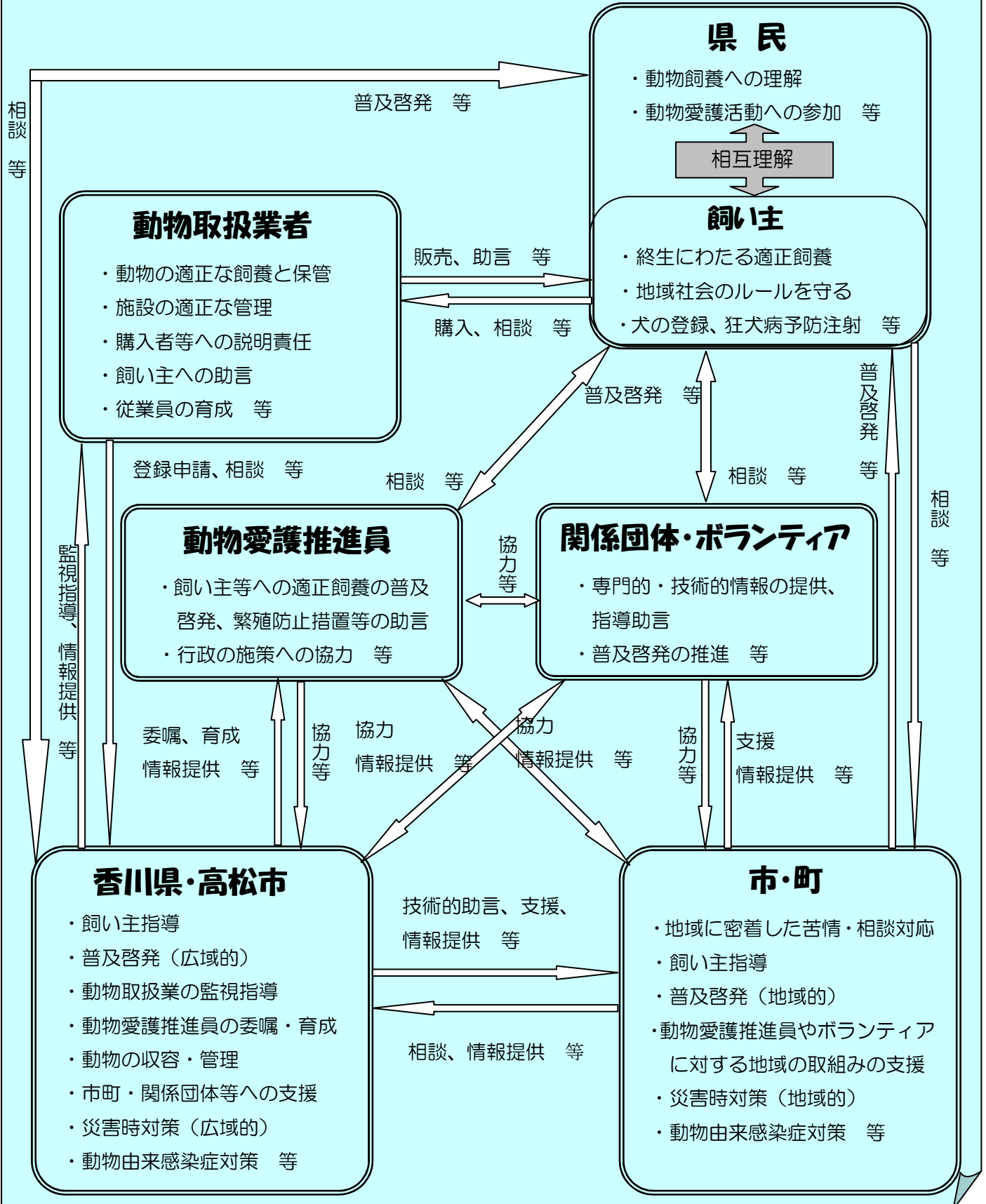
○ 獣医師の役割

獣医師は、動物の疾病の予防や治療に携わるだけでなく、その専門的知識を活かし、動物由来感染症対策など人の健康を守る上においても重要な役割を担っており、人と動物が共生できる環境を築く立場にあります。

○ 関係団体等の役割

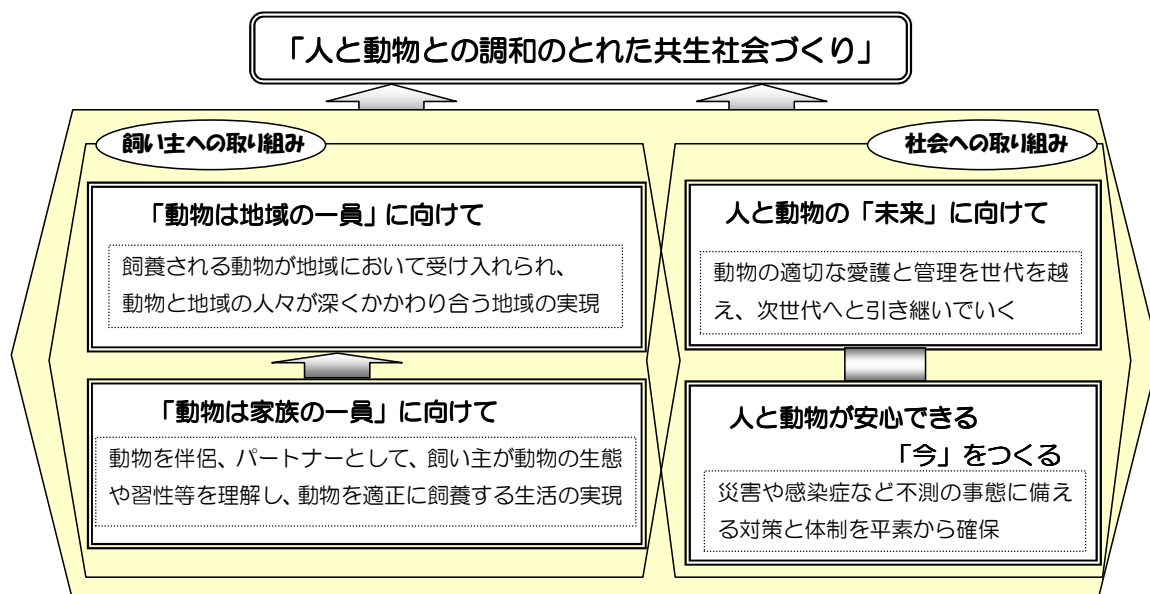
動物に関わる団体等は、県や市町のパートナーとして、動物愛護管理施策への協力や独自の事業の実施を通して、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引していく役割を担います。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



IV 具体的な取組み

「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」の実現に向け、この計画の基本方針に沿って、飼い主への取組みと社会への取組みを進めます。まず、飼い主への取組みは、「動物は家族の一員」として共に暮らす、そして、飼養する動物が地域で受け入れられるよう「動物は地域の一員」をテーマに、また、社会への取組みは、次世代へ引き継ぐ「未来」、災害や感染症など不測の事態に備える「今」をテーマに進めます。



1 「動物は家族の一員」に向けての取組み

施策1 安易な飼養の抑制と終生飼養の徹底

○ 動物の適正な飼養の推進

安易な気持ちでの飼養の抑制、野生動物への安易な餌付けの抑制を図るため、動物の種類に適した飼養方法や野生動物との接し方のマニュアルなどを作成するとともに、動物の適正な飼養講習会やしつけ教室など各種教室などの開催を支援し、動物の習性や生態、ペットと野生動物についての知識の啓発を関係団体と協働して推進します。

また、飼い主が動物への責任と自覚を持つことが大切であり、犬のけい留飼養や、猫の屋内飼養などの社会のルールやマナー向上を推進し、迷惑の防止を図ります。

○ 不妊去勢措置の推進

飼い主に対し、不妊去勢措置の必要性や、不妊去勢手術に対する市町の補助制度についての情報提供を積極的に進めます。

○ 動物の遺棄・虐待の防止

命ある動物の終生飼養の大切さの共通認識を形成し、遺棄・虐待することにより生じる問題や影響について普及啓発し、禁止行為の防止に努めます。

○ 収容された犬・猫の譲渡率の向上

香川県と高松市が協力して行っている譲渡会での譲渡率を向上させるため、獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護団体等との連携・協力体制等について検討します。

施策2 所有者明示（個体識別）措置の推進

○ 所有者明示の方法と必要性の普及

動物の種類に応じた所有者明示の方法や、動物の盗難や迷子の防止対策としての有効性について広報し、所有者明示措置の実施を推進します。

また、犬に鑑札と注射済票を装着することは、狂犬病予防対策においても重要であることから、市町などと連携して、装着率の向上を図ります。

○ マイクロチップの普及啓発

動物の飼い主に対し、マイクロチップの有効性を広めるため、獣医師などとの連携により、パンフレット等を配布するなど普及啓発を進めます。

2 「動物は地域の一員」に向けての取組み

施策3 動物の飼養に係る地域での理解の向上

野生動物を含む全ての動物による人や環境への迷惑や危害を防止するためのガイドラインの作成や、地域住民がそれぞれの立場を理解し、その地域にあったルール作りができるよう市町と連携して支援していきます。

施策4 動物取扱業における適正な取扱いの推進

動物取扱業者には、動物の適正な飼養を社会全体に広め定着させることに対して、動物の取扱いのプロとしての役割りと責任を有しています。

動物取扱業者が動物の飼養に関して県民の手本となり、さらに、飼い主の相談窓口の一つとして、その役割りと責任が担えるよう責任者研修等を通して指導、助言をしていきます。

施策5 実験動物の適正な取扱いの推進

研究機関等の実験動物飼養状況について、関係機関等と連携して把握するとともに、「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）や飼養保管基準等の普及啓発により施設管理者による適正管理を推進します。

施策6 産業動物の適正な取扱いの推進

産業動物に係る業者や飼い主に対し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」等の周知徹底を図り、産業動物に起因する感染症の疾病予防など、関係部局を通して産業動物の適正な取扱いや、施設の管理について普及啓発を行っていきます。

3 人と動物の「未来」に向けての取組み

施策7 子供たちへの呼びかけ

関係部局や児童教育の専門家などの意見を聞きながら、成長段階に応じた適切な教材を作成し、活用することで、動物を愛護する心が育てられるよう普及啓発を進めていきます。

動物を飼育している学校については、学校飼育動物の適正飼養や動物由来感染症について教職員など管理者を対象とした研修を行います。

また、獣医師と学校が協働することにより、学校飼育動物の健康の保持と適正な取扱いが推進されるよう支援します。

施策8 次世代に向けての人材育成

動物愛護推進員については、研修の実施や情報提供を行い、活動の支援と充実を図ります。

動物愛護教室など動物愛護管理に関する教育・広報活動を地域で実施できるような人材の育成を図ります。

また、地域住民と直接関わる市町の動物愛護管理関係担当者に対しても、研修会等を開催するなど、地域での動物に関する相談や問題に対応できるよう支援します。

4 人と動物が安心できる「今」をつくる取組み

施策9 動物由来感染症対策の推進

○ 動物由来感染症に関する知識の普及啓発

動物取扱業などの業者や動物愛護推進員、教育関係者に対し、獣医師の協力を得て、動物由来感染症に関する情報を発信するとともに、広く県民にも、正しい知識の普及啓発に努めます。

○ 動物由来感染症実態調査の実施

動物由来感染症を含む人と動物との共通感染症に関する調査を実施します。

○ 動物由来感染症に関するガイドラインの作成

狂犬病など動物由来感染症発生時の対策について、ガイドラインを作成し、県、市町など関係機関の連携体制を整備します。

施策10 災害発生時の対策の整備

○ 災害時対策ガイドブックの作成

市町、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体と連携・協力して、災害時対策のガイドブックを作成し、飼い主の平常時からの備えとして、所有者明示をはじめ、ケージや餌の確保などについての普及啓発を図ります。

○ 災害発生時の対応

災害時における動物の保護施設等のあり方、被災動物の救護、避難所等での動物の取扱いなどの対応モデルとして、地域防災計画や動物救護マニュアル

ルを示し、市町の取組みや獣医師会、動物愛護団体との協働による活動が促進されるよう支援します。

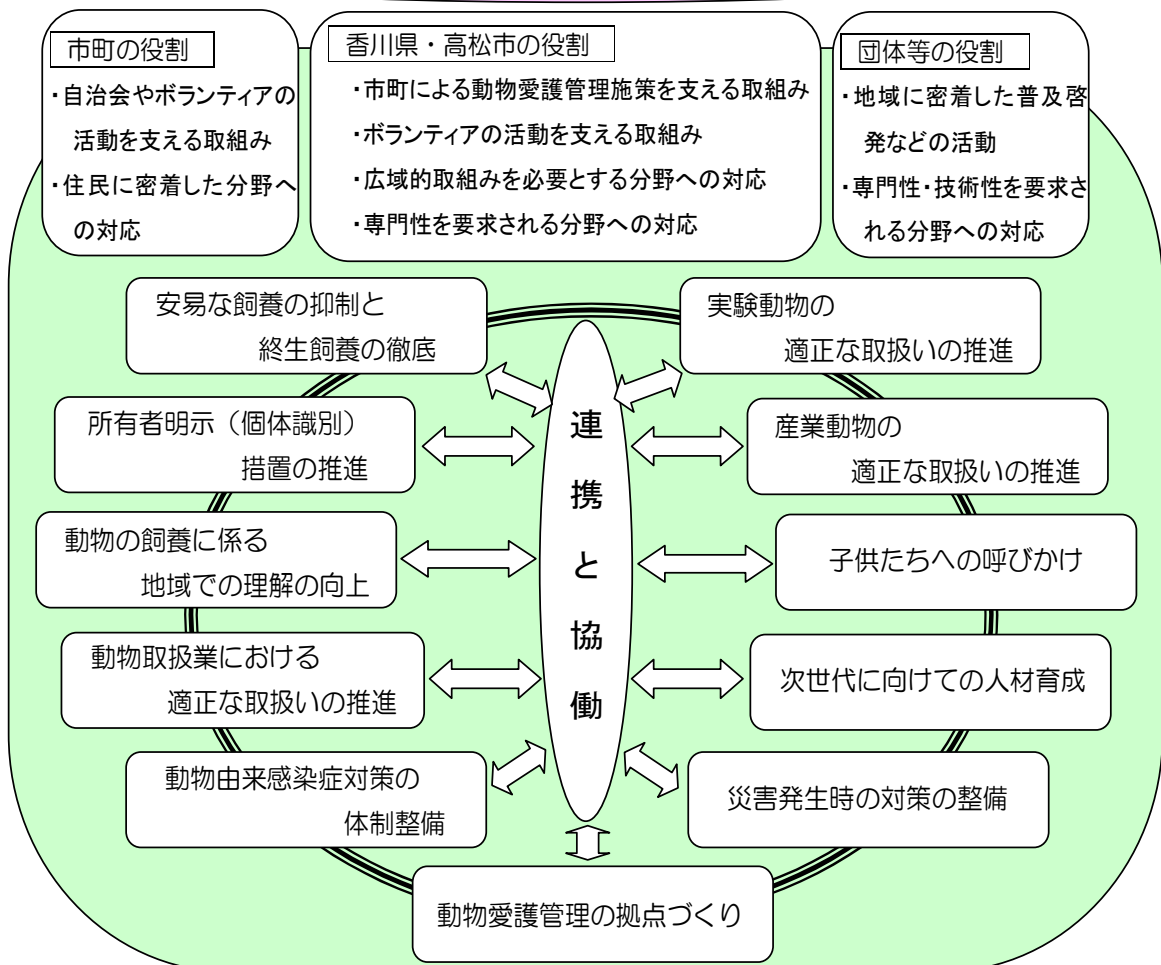
施策 11 動物愛護管理の拠点づくり

動物愛護情報の発信、普及啓発活動、相談窓口の設置や、関係団体の人材育成、研修の場としての必要性や重要性にかんがみ、県民が利用しやすい基幹施設として、現有の香川県動物管理指導所のあり方検討を含め、動物愛護管理に関する専門的、中核的な拠点づくりを進めていきます。

実現に向けての指標（数値目標）

- 犬、猫の引取り数を 10 年間で半減
- 飼養する動物の所有者明示の実施率を 5 年間で倍増

人と動物との調和のとれた共生社会づくりの実現に向けて



V 計画の実現に向けて

1 計画の周知及び情報提供

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報誌、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力が得られるよう努めます。

2 実施計画の策定

重点テーマを定めた実施計画を毎年度策定し、具体的な施策を実施していきます。

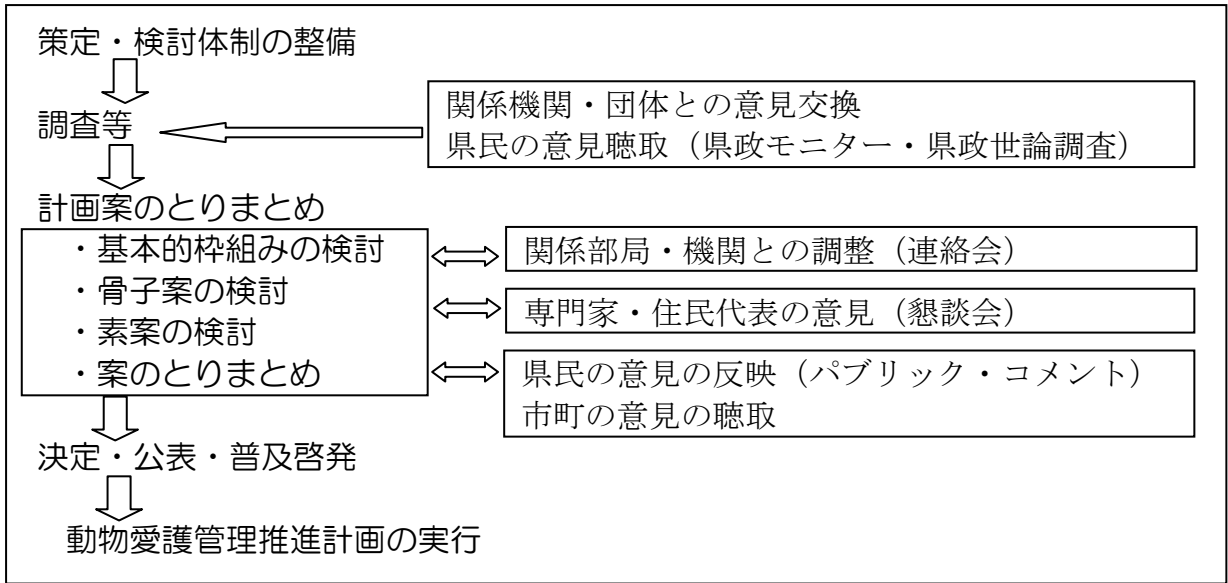
3 評価・検証と見直し

本計画の達成状況は、香川県動物愛護推進懇談会において評価・検証を行います。

県は、懇談会の定期的な評価・検証の結果と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に動物愛護管理推進計画の見直しを行います。

< 参 考 资 料 >

動物愛護管理推進計画の策定の経緯



香川県動物愛護管理推進計画策定作業部会の設置 (平成 18 年 12 月 12 日)

県民の意識の調査等

県政モニター・県政世論調査の実施 (平成 19 年 3 月、8 月)

基本的枠組みの検討

骨子案の作成 (平成 19 年 5 月)

香川県動物愛護推進連絡会の設置及び開催 (平成 19 年 7 月 18 日)

香川県動物愛護推進懇談会の設置及び開催 (平成 19 年 7 月 26 日)

香川県動物愛護管理推進計画 (素案) の作成 (平成 19 年 6 月～12 月)

香川県動物愛護推進連絡会の開催 (平成 19 年 12 月 12 日)

香川県動物愛護推進懇談会の開催 (平成 19 年 12 月 13 日)

香川県動物愛護管理推進計画 (素案) のパブコメ募集

(平成 20 年 1 月 11 日～2 月 12 日)

香川県動物愛護管理推進計画 (素案) に対する市町の意見の聴取

(平成 20 年 1 月～2 月 13 日)

香川県動物愛護管理推進計画 (案) の作成 (平成 20 年 1 月～2 月)

香川県動物愛護推進懇談会の開催 (平成 20 年 2 月 27 日)

香川県動物愛護推進連絡会の開催 (平成 20 年 3 月 10 日)

実施計画の策定 (平成 20 年 3 月)

香川県動物愛護管理推進計画の決定 (平成 20 年 3 月)

公表・普及啓発

香川県動物愛護管理推進計画の実行 (平成 20 年 4 月～)

香川県動物愛護推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、香川県・高松市における動物愛護管理推進に関する施策、動物愛護推進員の委嘱の推進等に関し必要な協議を行うため、香川県動物愛護推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(懇談会の業務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- 一 動物愛護管理推進計画に関すること。
- 二 動物愛護推進員の推薦に関すること。
- 三 動物愛護推進員の活動支援に関すること。
- 四 県民に対する動物愛護と適正飼養についての普及啓発に関すること。
- 五 その他動物愛護及び管理に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験者
- 二 香川県獣医師会の代表
- 三 関係行政機関の職員
- 四 住民の代表
- 五 関係業界団体の代表
- 六 動物愛護団体の代表
- 七 研究機関の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 懇談会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に諮って委員以外の者に会議に出席して意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、健康福祉部生活衛生課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。

香川県動物愛護推進連絡会設置要綱

(目的)

第1条 本県の動物愛護及び管理に関する事業を総合的に推進するため、関係各部署が相互に密接な連携と協力を図り、動物愛護管理推進に係る効果的な対策を検討する「香川県動物愛護推進連絡会」（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次の事項について審議する。

- 一 動物愛護及び管理に関する基本的事項
- 二 関係部局の動物愛護及び管理に関する相互協力に関する事項
- 三 動物愛護及び管理に関する情報の収集及び交換に関する事項
- 四 その他、動物愛護及び管理に関する必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は生活衛生課長、副会長は高松市生活衛生課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職務)

第4条 会長は、連絡会を総括し、副会長は、会長を補佐する。

- 2 委員は、連絡会に関する事務を掌理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 連絡会にその運営について補佐するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 作業部会は、必要に応じて部会長が召集する。

(庶務)

第7条 連絡会の事務局は、健康福祉部生活衛生課に置く。

(その他)

第8条 連絡会は、検討内容に応じて、関係する委員をもって開催することができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月15日から施行する。